個別帰属法人税額」を「事業年度の法人税額」に、「同条第一項又は第二項」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項」に改め、「のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額」を削り、「第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三」を「第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号」に、「第六十八条の十五の三まで」を「第四十二条の十二の五」に、「第六十八条の十五まで、第六十八条の十五の三」を「第四十二条の十二の五第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「第四十二条の十二の五第一項」を「第四十二条の十二の五第二項」に、「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「中小連結親法人等の平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について」を「中小企業者等の各事業年度の法人税額について」に、「第六十八条の十五の六第一項」を「第四十二条の十二の五の二第二項」に改め、「のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額」を削り、「第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の五の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「第四十二条の十二の五」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「、第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の五の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」に、「「第六十八条の十五の六第二項」を「及び第四十二条の十二の五」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の四項を加える。

9　第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する最初通算事業年度終了の日において、特定医療法人（租税特別措置法第六十七条の二第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人をいう。以下この条において同じ。）である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第四項第一号及び第三百二十一条の八第四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同法第六十六条第一項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

10　第五十三条第七項又は第三百二十一条の八第七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する合併等事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第九項及び第三百二十一条の八第九項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第九項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

11　第五十三条第十一項又は第三百二十一条の八第十一項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第九項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

12　第五十三条第十三項又は第三百二十一条の八第十三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十四項第一号及び第三百二十一条の八第十四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

13　第五十三条第十七項又は第三百二十一条の八第十七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十八項及び第三百二十一条の八第十八項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第九項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

14　第五十三条第十九項又は第三百二十一条の八第十九項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十項及び第三百二十一条の八第二十項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十二項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

15　第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十二項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

附則第八条第十六項及び第十七項を削る。

附則第八条の二を次のように改める。

第八条の二　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十三条第一項」とあるのは、「（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号。以下この項において「平成八年租税特別措置法改正法」という。）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。）、第六十三条第一項（平成八年租税特別措置法改正法附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項」とする。

附則第八条の二の二第一項中「第七項」を「第四項」に、「平成二十八年法律第三十号。第四項」に、「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第五十三条第二十四項から第二十七項まで及び第二十八項（同条第三十一項」を「第五十三条第三十六項から第三十九項まで及び第四十項（同条第四十二項」に、「及び同条第三十一項」を「及び同条第四十二項」に改め、同条第二項中「同条第二十二項若しくは第二十三項」を「同条第三十四項若しくは第三十五項」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「又は第三項」を削り、「第五十三条第三十二項」を「第五十三条第四十三項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「同条第一項及び第三項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項中「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第三百二十一条の八第二十四項から第二十七項まで及び第二十八項（同条第三十一項（同条第三十一項（同条第三十一項